

令和 8 年第 3 回熊野町議会定例会

会議録（第 2 号）

1. 招集年月日 令和 8 年 6 月 2 日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和 8 年 6 月 3 日

4. 出席議員（13 名）

1 番 藤 本 健 太	2 番 世 良 将 生
3 番 水 原 耕 一	4 番 福垣内 邦 治
5 番 光 本 一 也	6 番 中 島 数 宜
7 番 尺 田 耕 平	8 番 竹 爪 憲 吾
9 番 沖 田 ゆかり	10 番 片 川 学
11 番 民 法 正 則	13 番 大瀬戸 宏 樹
14 番 時 光 良 造	

5. 欠席議員（0 名）

な し

6. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	岩 田 秀 次
教 育 長	平 岡 弘 資
総 務 部 長	佛 圓 至 裕
住民生活部長	西 川 伸一郎
健康福祉部長	西 村 ゆ り
建設農林部長	福 嶋 春 樹
教 育 部 長	須 賀 雅 彦
総 務 部 次 長	多久見 良 数
住民生活部次長	宗 像 雅 充

健康福祉部次長	井 原 志保里
建設農林部次長	渡 部 貴 幸
教 育 部 次 長	花 岡 秀 城
財 務 課 長	堀 野 准
政 策 企 画 課 長	永 谷 望
産 業 観 光 課 長	近 藤 光 宏
収 納 管 理 課 長	石 田 裕
防 災 安 全 課 長	北 川 忠 博
生 活 環 境 課 長	諏訪本 壮 太
高 齢 者 支 援 課 長	竹 本 園 美
子 育 て 支 援 課 長	熊 野 孝 則
健 康 推 進 課 長	寺 澤 ひとみ
農 林 緑 地 課 長	中 原 幸 成
下 水 道 課 長	小鳥田 和 詞
会 計 課 長	桐 木 清 美

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	桐 木 和 義
議 会 事 務 局 書 記	伊 原 友 洋

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 議 事 日 程（第2号）

開 会 宣 告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1 号 継続費繰越計算書（一般会計）について
- 日程第 3 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）について
- 日程第 4 議案第 2 3 号 専決処分した熊野町印鑑条例の一部を改正する条例の報告
及び承認について
- 日程第 5 議案第 2 4 号 熊野町税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 2 5 号 熊野町印鑑条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 2 6 号 財産の取得について

- 日程第 8 議案第 27 号 和解について
- 日程第 9 議案第 28 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（近藤秀樹）
- 日程第 10 議案第 29 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（住川由子）
- 日程第 11 議案第 30 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（中村家隆）
- 日程第 12 議案第 31 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（橋川勝則）
- 日程第 13 議案第 32 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（庄賀深雪）
- 日程第 14 議案第 33 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（福垣内信行）
- 日程第 15 議案第 34 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（佛圓泰文）
- 日程第 16 議案第 35 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（吉野加代）
- 日程第 17 議案第 36 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（近藤信二）
- 日程第 18 議案第 37 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（梶山憲幸）
- 日程第 19 議案第 38 号 令和 8 年熊野町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 20 議案第 39 号 令和 8 年熊野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 21 議員の派遣について

~~~~~○~~~~~

## 9. 議事の内容

（開会 9 時 30 分）

○議長（時光） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名です。定足数に達していますので、昨日に引き続き会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第 1、一般質問を行います。7 番、尺田議員の発言を許します。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7 番（尺田） おはようございます。7 番、尺田でございます。

通告に基づき、行政広報の現状と今後の課題について質問いたします。

行政広報は、住民が行政サービスなどの情報を最初に得るための極めて重要な媒体で

ございますが、実際に目を通してしている住民は少ないという実態があり、住民にとって必要な情報の周知が不十分であると感じております。

内閣府所管の公益社団法人日本広報協会が2026年1月に実施した全国の20代から40代の男女を対象とした行政広報の購読率のWeb調査では、「毎号隅々まで読んでいる」、「毎号興味のある記事だけ読んでいる」と答えた方が28.6%、「たまに読む程度」と答えた方が20.7%、「ほとんど読まない」と答えた方が13.5%、「読んだことがない」と答えた方が37.2%という結果を公表しており、「ほとんど読まない」、「読んだことがない」と回答した方の合計は50.7%に上ります。

地方自治体の広報は、住民の生活に密接に関わる福祉サービスや給付金、助成金、イベントなど、住民が利用するとよい最新情報の正確かつ迅速な提供が求められます。また、地域活性化、公共事業の進捗、都市計画など、まちづくりに関連する政策や施策の情報を住民に分かりやすく伝える重要な役割を担っておりますが、現状の本町における広報の在り方は、その役割を十分に果たしているのでしょうか。

現在の行政広報は、情報を受ける側の住民ニーズを反映させるよりも、行政側が住民に対し、広報に掲載することで周知を図ったという実績を残すために制作しているように思えることがしばしばございます。このようなことから、今回、行政広報の現状と今後の課題を知るために、1点目、ペーパーとデジタルの二極化について、2点目、住民参加型広報への転換は、3点目、広報専門人材の確保・育成は、以上、3点のことを伺うことにいたします。

行政広報と一言で言っても、広報くまのといった町内向けのものから、観光や移住促進を狙った町外向けのものまで幅広いですが、執行部からの詳細な答弁を求めます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 町長の答弁を許します。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 尺田議員の御質問、「行政広報の現状と今後の課題について」お答えします。

現在、情報の収集源は、スマホやSNSを活用する若い世代と広報誌等の紙媒体を好むシニア世代で大きく異なります。重要なことは、全ての町民に同じ手段で届けること

詳細は、総務部長から答弁をします。

○議長（時光） 佛圓総務部長。

○総務部長（佛圓） 尺田議員の御質問、「行政広報の現状と今後の課題について」、詳細にお答えします。

2点目の「住民参加型広報への転換は」についてですが、現在の広報は、行政からのお知らせを一方的に伝えるお知らせ型広報となっており、住民が企画に関わる仕組みがありません。そのため、住民が本当に知りたいことと行政が伝えたいことにずれが生じているとの指摘もあります。今後は、広報紙に地域の声や住民の視点を反映できる仕組みを取り入れるなど、住民のニーズと行政情報のギャップを解消し、より親しみのある情報の発信に努めることで、読みたくなる広報誌を目指したいと考えています。

以上です。

○議長（時光） 尺田議員。

○ 7 番（尺田）　まず、ペーパーとデジタルの二極化について質問いたします。

コロナ禍以降、仕事や教育面でのデジタル化が進んでおり、必要とする情報をペーパーからではなく、ネット上のデジタル媒体から取得することが当たり前の時代になっております。それを裏づける一例として、書籍の売上げについてですが、紙媒体の書籍の売上げは年々落ちており、電子書籍の売上げは伸びている状況でございます。

○議長（時光） 永谷政策企画課長。

○政策企画課長（永谷） 令和6年11月から令和7年1月にかけて実施しました広報くまのに関するアンケートの結果では、実際に広報くまのを読んでいる人の広報入手方法は、自治会配布、公民館や病院などの設置が91.4%を占めております。その一方、オンライン広報、これは3.2%にとどまっております、紙媒体による情報収集が多数であるという実態がうかがえます。

○議長（時光） 尺田議員。

○ 7 番（尺田） その結果についてですが、デジタルの取組がペーパーに追いついていないことが原因とは考えられないのでしょうか。

○議長（時光） 永谷課長。

– 128 –



○ 7 番（尺田） 分かりました。

少し前の質問の中でありました P D F ファイルの件について今度伺いますが、現在、広報誌の W e b 掲載は、情報を P D F ファイルに変換して、ただ載せているにすぎないような気がします。執行部の皆さんはスマートフォンから広報くまのを閲覧したことはあるでしょうか。広報くまのを検索してそのページを開くと、広報くまのに記載されている各ページの表題と P D F のアイコンしか載っていません。これでは視覚的に閲覧する気にはなかなかならない、そのように思います。

また、P D F ファイルは閲覧するたびに何度もダウンロードをする必要があり、非常に手間がかかる作業だと私は感じておりますが、住民からもそのような声をよく聞きます。せっかく見ようと思っても、そこで挫折して見ないという若者も多くおります。

そこで、H T M L 形式による電子書籍の導入など、読む側に立ってデジタル広報の在り方というものを見直すべきではないのかと思います。実際に W e b から行政広報を閲覧しない理由として、P D F ファイルのダウンロードを敬遠していることが原因で行政広報を見ないという調査結果というのも出ております。印刷閲覧用の P D F 版と W e b 最適化やアクセシビリティに優れた H T M L 版の同時提供を多くの自治体が進めておりますが、本町ではどのように考えられておるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 永谷課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（永谷） 御指摘のとおり、P D F ファイルをそのまま掲載する現在の形式は特にスマートフォン利用者にとって閲覧の障壁となっておりまして、利便性を損ねているということは認識をしております。ただ、紙面をデジタル化するだけでは、デジタルの利点を生かせているとは言えないと考えますので、御提案いただきました H T M L 形式やデジタルブック形式への転換も含め、従来の P D F に依存しない、より直感的に操作できるデジタル広報について、費用対効果、それからデジタル人材の育成を考慮しながら検討を進めたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~



○ 7 番（尺田） ぜひお願いします。

広報誌のデジタル化の話をちょっとしてきましたが、InstagramやYouTubeを活用した動画による情報発信にも、もっと注力すべきだと考えております。公式アカウントのフォロワーなどの状況はどのようなになっているのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 永谷課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（永谷） 現在、本町では、Instagramの公式アカウントにおいて観光スポットや季節のイベント等、町の風景を発信しており、令和8年5月19日時点ではございますが、3,238人の方にフォローをいただいております。

また、公式YouTubeチャンネルにおいても、伝統産業である熊野筆の紹介や観光PR動画、さらには福祉施策としての手話動画など、これも令和8年5月19日時点で53本の動画を公開しております。チャンネル登録者数は1,510人となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○ 7 番（尺田） これらの公式アカウントを活用して地域の魅力を視覚的に伝えることは、観光推進や関係人口の創出において非常に有効な手段であると考えられますが、どのように考えられておるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 永谷課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（永谷） 動画やSNSを活用した視覚的な情報発信は、本町の魅力を広く、かつ瞬時に伝えるために極めて重要であると考えております。今後は、各課が持つ独自の情報、魅力的な動画コンテンツ作成につなげるために、広報担当課に情報を集約できる仕組みを構築しまして、発信の機会を逃さないように取り組みたいと思います。

また、動画を入り口として町への興味を高め、実際に足を運んでもらうための動線を整理したいと思います。

A horizontal line composed of many small, connected wavy segments, resembling a chain or a string. In the center of this line, there is a small, empty circle.

それでは次に、ペーパーとデジタルの今後のすみ分けについて、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

以上です。

まず、広報誌をはじめとする現在の行政広報は、行政の伝えたい情報を一方的に発信している状態となっていると感じております。町は住民の知りたい情報がどのようなものか把握していらっしゃるのでしょうか。

○政策企画課長（永谷） 広報くまのに関するアンケートにおきまして、「広報くまのを知っているけれども、読んだことはない」、または「知らない」と回答した人がどのような情報があれば読みたいと思うかを調査しております。

その結果、町内のイベント情報や店舗の紹介、インタビュー記事、頑張る子供たちの記事などの意見があることを把握しております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 尺田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○7番（尺田） それでは、アンケートの結果から、住民はイベント記事やインタビュー記事などに高い関心を持っていると理解いたしました。一方で、専門用語による説明や制度の詳細説明が優先され、自分にどう関係があるのか、何をすればいいのか、分かりやすく説明する視点に欠けていると常々感じております。この点も住民が知りたい情報であると思いますが、町はどのように考えていらっしゃいますか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 永谷課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○政策企画課長（永谷） 御指摘のとおり、専門用語による説明や難しい制度説明によりまして、自分にはどう関係があるのか、何をすべきかというのが分かりにくい記事があるということは、反省すべき点だと考えています。

今後は、専門用語は誰もが分かりやすい言葉に置き換えることに加えまして、紙面においては、誰のための制度か、何が得られるのか、どこで手続きができるのかという生活に直結する最低限の情報を分かりやすく発信することに努めたいと考えております。

紙面に掲載し切れない詳細情報は、QRコード等を用いまして、デジタルへ誘導し、住民が迷わず必要な情報へたどり着ける動線を構築できればと考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 尺田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○7番（尺田） いろいろと工夫をしていただいて、いいものを作っていただきたいと思います。

います。

では、ちょっと突っ込んだこととお伺いしますが、住民が読みたいと思わない、この理由について、町はどのように考察されているのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 永谷課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（永谷） 大きな要因はですね、視覚的な負担、それから情報の探しにくさにあると考えています。これまでの広報誌は文字数が多く、専門用語や硬い表現が先行していましたため、直感的に面白そうとかですね、知りたいと思っただけの紙面づくりができていなかったという反省があります。

また、限られたページ数の中で情報の優先順位に沿った掲載ができず、住民の方が本当に知りたい情報がどこに掲載されているか分からない状態になってしまっていたことも、手に取られにくかった要因の一つではないかと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） これまでの行政らしい堅い構成から脱却していただいて、雑誌のように親しみやすく、視覚的にも読みやすいレイアウトや構成へ刷新することで、住民が手に取って読みたくなる広報誌を今後目指していくべきではないのか、そのように感じますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 永谷課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（永谷） 御指摘のとおりだと思います。

これまでの行政的な固い構成から脱却して、雑誌のように親しみやすく、視覚的にも魅力的なレイアウトへの転換は重要であると認識をしております。

今後は、住民が思わず手に取りたくなる紙面作りに向け、先進事例の研究やデザインの工夫に積極的に取り組むとともに、職員の企画・編集能力の向上にも努めたいと考えております。

以上です。

〇議長（時光） 尺田議員。

〇7番（尺田） 積極的に取り組んでいただけたらと思います。

それでは次に、本年度の広報誌制作に関わる経費は、約240万円だと聞いております。本町の広報誌制作に関わる経費は、近隣市町と比較してどのような状況にあるのでしょうか。

〇議長（時光） 永谷課長。

〇政策企画課長（永谷） 広島県が実施しました令和7年度の市町広報広聴実態調査の結果となりますけれども、発行部数やページ数等の仕様が異なるために、単純比較は困難ですけれども、制作に係る経費の総額においては、安芸郡4町の中で最も低い水準となっております。

以上です。

〇議長（時光） 尺田議員。

〇7番（尺田） 何をするにしてもですね、いいものを作ろうと思えば、どうしても経費というものはかかってしまうわけでございますが、安芸郡4町の中で最も低い水準となっている理由を教えてください。

〇議長（時光） 永谷課長。

〇政策企画課長（永谷） 先ほどお答えしましたとおり、発行部数、それからページ数等の仕様が異なりますため、単純比較は困難ですけれども、主な要因として、製作工程の違いが考えられます。

本町では、紙面のレイアウト、それから版下の作成を原則として、町側で行って、印刷製本を委託する形式を取っております。一方、他町の中には、企画・編集からデザイ

ン・レイアウトまで一括して民間事業者に委託しているケースも想定されまして、その委託範囲の違いが経費の差として表れているものと推察しております。

以上です。

A horizontal line composed of many small, connected wavy segments, resembling a chain or a string. In the center of the line, there is a small, solid black circle.

○議長（時光） 尺田議員。

○ 7 番（尺田） 企画・編集からデザイン・レイアウトまでを民間事業者に委託するとい  
うことは、もちろん職員の負担の軽減にもなりますし、先ほど提案いたしました読みた  
くなる広報誌への刷新を実現する上で極めて有効な手段であると考えられます。ぜひ、  
前向きに検討していただきたいと思います。

また、広報誌の内容をより深く読んでもらうための工夫として、例えば、掲載記事に関連するクイズや回答者への検証企画を設けてみるなど、住民参加型の仕掛けを取り入れてみてはいかがでしょうか。

○議長（時光） 永谷課長。

○政策企画課長（永谷） 検証企画などを取り入れることで、住民が広報誌を隅々まで読んで、内容の理解を深めるきっかけをつくるという御提案は非常に有意義であると考えます。こうした読まれるための工夫や仕掛けについては、今後、具体的な検討手法の一つとして積極的に研究したいと考えております。

以上です。

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○ 7 番（尺田）　いろいろ試していただいて、住民にまず広報紙を手にとってもらうということが大事ですので、そのきっかけづくりというものに対する知恵というのをいろいろ試してみただけたらと思います。

次に、住民の声を政策に反映させる広聴機能の強化ということでございますが、地域自治を進める上で極めて重要であると考えます。まず、本町における現在の広聴の実施状況とその手法について伺いたいと思います。また、広聴の在り方について、町は現在

~~~~~○~~~~~

広聴の在り方につきましては、これまでの意見を待ち受ける形式に加えまして、広報誌の刷新やデジタルツールを活用した双方向のコミュニケーションを強化することで、住民の声をより一層反映できる体制を構築したいと考えております。

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

具体的には、定期的なアンケート実施により意見を聞く機会を設け、知りたい情報や分かりやすい言葉選びについて把握をして広報に反映させること、また、関心の高いインタビュー記事などを掲載して、地域の人や団体にスポットを当てることで広報誌を自分事として捉えてもらうことなどに取り組んで、読みたくなる広報誌を目指したいと考えております。

○議長（時光） 尺田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○7番（尺田） 分かりました。

住民と一緒に作る行政広報というのも面白いと思います。広聴機能の強化、ぜひよろしく願いいたします。

最後に3点目、広報専門人材の確保・育成について質問いたします。

広報の質を高めるためには、担当者の専門性向上が不可欠であると考えますが、人材育成についてはどのように取り組んでいらっしゃるのか、お伺いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 永谷課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○政策企画課長（永谷） 一つの例となりますけれども、広島県内14の市の広報担当者で構成する広島県都市広報職員事務研修会、この会には町の広報担当職員も参加できるということになっておりますので、担当者の専門性を高めるために積極的に参加して、他市町に共通する諸問題の研究や先進的な広報手法を学び、担当者の能力向上、知見の習得に努めているところです。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 尺田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○7番（尺田） デジタル化が加速する現在、紙媒体での情報発信に加え、動画やSNSによる情報発信は重要だと考えております。そのためには、動画やSNSのスキルやセンスを有する職員の育成や関連研修の受講が必要ではないのかと思われませんが、いかがでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 永谷課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○政策企画課長（永谷） 議員御指摘のとおり、時代の変化に対応し、動画やSNSを活用した発信を行うためには、動画編集ソフトの操作やSNSの分析手法、コンテンツの企画力など、専門的なスキルの習得が重要であると認識をしております。今後はY o u



T u b e や I n s t a g r a m による情報発信のノウハウを持つ外部専門家による研修  
受講を検討するとともに、関連するオンライン講座の受講など、担当者が日常業務の隙  
間時間を活用して、最新のトレンドや技術を能動的に学べる環境づくりといったものに  
努めたいと考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 尺田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○7番（尺田） 広報というのは表現力というものが物を言いますし、担当者の技術やセ  
ンスによって大きく左右されます。先ほど政策企画課長の答弁の中で、担当者が日常業  
務の隙間時間を活用してと言われておりましたが、広報専門人材を育成するための時間  
や機会というものはちゃんとつくっていただいて、担当者のさらなるスキルアップを目  
指していただきたい、そのように思います。住民に対し親しみやすく、質の高い行政情  
報の提供を今後もお願いしたいと思いました。

最後にですが、広報を見ない、活用もしないということについては、住民も悪いと私  
は思っております。住民の行政に対する関心を高めるために、限られた時間と人員、予  
算の中で、職員に頑張れとは言いませんが、工夫はし続けてほしい、私はそのように思  
っております。

以上で質問を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で尺田議員の質問を終わります。

これをもって、一般質問を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） これより日程第2、報告第1号、継続費繰越計算書（一般会計）につい  
て、報告を求めます。

提案書から報告の説明を求めます。

三村町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 報告第1号、継続費繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

令和6年度熊野町一般会計予算において議決をいただいた筆の里工房周辺整備事業、

明細は別紙繰越計算書のとおりでございますので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告させていただきます。

時期についてお伺いいたします。

〇議長（時光） 花岡教育部次長。

〇教育部次長（花岡） 中学校大規模改造事業の熊野町立中学校体育館空調設備整備事業のスケジュールの予定なんですが、今月末にまず入札を予定しております。金額が5,000万円を超える事業になりますので、議会の議決が必要になりますので、直近の議会のほうでとなりますと9月なんですが、より早く議決がいただければと考えておる次第であります。

その後、工期のほうが令和9年2月末ということになっておりますので、2月末までの完成ということで、それ以降の供用開始になろうかと考えております。

以上です。

〇議長（時光） 水原議員。

〇3番（水原） 2款総務費、2項企画費の筆の里工房事業ですが、繰越明許費が4,100万円出てるんですけど、この内容を教えてください。

〇議長（時光） 近藤産業観光課長。

〇産業観光課長（近藤） 創作館で働く方の人件費であったりとか、事業費でございます。

以上です。

〇議長（時光） 水原議員。

〇3番（水原） 筆の里工房事業である事業名ですが、筆の里周辺整備事業のほうで使うということですかね。これは二つに分けて書かれてないので、筆の里工房事業のほうで使うんじゃないくて、創作館のほうで使うということですかね。

〇議長（時光） 近藤課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○産業観光課長（近藤） すみません、筆の里工房事業のほうに筆の里工房自体は本館と創作館に分かれますので、筆の里工房事業の中で創作館の人件費であったり事業費を執行するということでございます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（水原） それでは、7款土木費、4項都市計画費の中の筆の里工房周辺整備事業の中の内訳はどのようになっていますでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 近藤課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○産業観光課長（近藤） 産業観光課といたしましては、周辺整備事業の中の今年度、茶室を移転するんですけれども、そちらの費用のほうを周辺整備事業のほうで計上させていただきます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（水原） この中に創作館が9月にオープンすると思うんですけど、その辺の維持費なんかは入っていないのでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 近藤課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○産業観光課長（近藤） 維持費につきましては、筆の里工房事業のほうにですね、こちらについては繰越分ではないんですけれども、令和8年度予算で計上のほうをさせていただきます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 水原議員。

○3番（水原） じゃあ、ついでに創作館の維持費、9月から昨年度3月ですかね、これは大体幾らぐらいになってますでしょうか。

○議長（時光） 近藤課長。

○産業観光課長（近藤） 維持費なんですけれども、創作館の維持費が9か月分で2,223万8,000円となっております。

以上です。

○議長（時光） 水原議員。

○3番（水原） 維持費2,200万円ですかね、その根拠、草刈りとかそういうのがあるかもしれないんですけれども、どのような内容でしょうか。

○議長（時光） 近藤課長。

○産業観光課長（近藤） 維持費につきましては、施設を維持管理する費用ということで、例えば電気代であったりとか、水道光熱費であったりとか、あとは警備に必要な警備費であったりとか、そういったものになります。

以上です。

○議長（時光） 水原議員。

○3番（水原） そうなると、年間で通すと考えると、その倍にはなるということで、これから維持費を積み重ねていくということになるんでしょうか。

○議長（時光） 近藤課長。

○産業観光課長（近藤） こちらのほうが9か月分を組んでおりますので、来年度につきましては12か月分になりますので、それが約800万円程度増える見込みとなっております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（水原） 分かりました。

安い金額ではないので、精査しながら使っていただければと思います。

続いて、記憶がちょっと曖昧で申し訳ないんですけども、先ほどの中学校大規模改造事業、これは1回、入札が流れたような気がしたんですけども、それで間違いはなかったでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 花岡次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（花岡） 議員おっしゃるとおり、1回スケジュール的に流れまして、改めて設計のやり直しをしまして、今月末に入札をかけさせていただくような状況となっております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（水原） それにより入札の規模価格ですか、これがやっぱり上がったということですかね。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 花岡次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（花岡） 基本的にちょっと設計の見直しをしましたので、当初設計しておりましたものとはあまり変わらず、町のほうの予算の範囲の中で動いております。

以上です。



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（花岡） 当初、体育館全体の屋外用の遮熱シートということで、天井のほうの工事としておりましたので、全体的に足場を作る必要がありまして、その点で工期が長く、規模が大きくなるところがございました。今回は建具だけの遮熱塗装でございますので、その点で、工期のほうにはあまり影響しないということで工事ができるようになっております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） ごめんなさいね、聞きようが悪かったんかね。塗装剤が入りにくい情勢になっておりますので、その辺を踏まえた計画性を持った日程を組んだのかということ聞いております。

そして、もう一ついいですか。そして、塗装剤が入らないということになりましたら、エアコン工事自体を止めてしまうのか、それともエアコン工事を進めながら塗装材が入るのを待つのか、どのような進捗をするのか。どういう計画でおられるかお伺いしたいと思います。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 阿川都市整備課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○都市整備課長（阿川） 先ほど議員がおっしゃられましたように、中東情勢の不安定化により、塗装剤の入手がなかなか難しい状況になっている状況がございます。それについては、受注業者としっかり協議をしまして、材料の入手等を迅速に行えるよう、しっかり協議してまいりたいと考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） ということは、現時点で協議をされてないということですか。そこらが気になるんですね。結局せっかくエアコンをつけていただくことが前へ進んだ。そ



の中でいろいろな弊害が出てくる。じゃあ、全部を止めてしまうのか、それとも計画性を持って、エアコンは先んじてつけ、子供たちの安全を確保しながら、塗装材が入ったときに、より一層効果を高めるという進捗の仕方をするのか、私が聞きたいのはその辺ですよ。

○議長（時光） 阿川都市整備課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（阿川） 受注業者は今から入札をさせていただきますので、入札が決まり次第しっかり協議をして、資材の搬入等の協議を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○ 10 番（片川）　ごめんなさいね、意地の悪いこと言うつもりはないんだけど、中東の問題からね、問題が発生してかなり時間がたつとるわけですよ。それで今から入札というのは先ほど来聞いて分かってますが、それを踏まえた上で、入札をする上において検討をし、どの業者って特定するわけじゃございませんよ。ある程度そういう予備知識を持った上で入札を遂行して、そして事業を進捗していく、こういう計画性を持ってやってないのかということをお聞きしておるんです。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 阿川都市整備課長。

○都市整備課長（阿川） その辺りもしっかり検討しておりますので、受注業者が決まり次第、迅速に工事に取りかかるよう指示したいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

○10番（片川） 行き当たりばったりの事業でなくしてね、しっかり予備知識を持って、今まで町行政に関わった業者たくさんいらっしゃいますでしょう。その中でね、ちゃん

と知識を持った上で事業を進めていってもらいたいと思うんですよね。入札前にもその知識をちゃんとつけてください。それで、その場になって、また不調に終わりましたとかね、落札はしたもののできませんよとかね、こんないいかげんな事業せんこうにね、しっかり前もって勉強して知識を持ってやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） 以上で報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） これより日程第４、議案第２３号、専決処分した熊野町印鑑条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第２３号、専決処分した熊野町印鑑条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして説明を申し上げます。

専決処分した熊野町印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、電気通信事業法が改正され、令和８年５月２７日に施行されることになったことから、専決処分をしました。

改正内容は、印鑑証明書の発行のためにコンビニ等で使用する端末に関する条文が繰り下げられたため、関連する条文の改正を行ったものでございます。

御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって討論を終結します。

これより、議案第23号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第5、議案第24号、熊野町税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第24号、熊野町税条例の一部を改正する条例案につきまして説明を申し上げます。

熊野町税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、令和8年4月1日施行以降分について改正するものでございます。主な改正内容は、固定資産税の免税点の見直し、住宅ローン控除の適用期限の延長に伴う改正や特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人住民税の課税の特例の新設など、所要の改正を行ったものでございます。

詳細につきましては、住民生活部次長から説明させます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 宗像住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長(宗像) 議案第24号、熊野町税条例の一部を改正する条例案につきまして説明を申し上げます。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正が必要なため、令和8年4月1日施行分については専決処分にて

施行し、４月１日以降の施行分について今回改正するものです。

お手元の資料２を御覧ください。

まず、１の主な改正内容ですが、一つ目の公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正については、公的年金等の源泉徴収対象額が資料の表のとおり引き上げられたことに伴い、源泉徴収対象外となった受給者の申告書の提出義務がなくなり所要の改正を行うもので、令和１０年度分の住民税から適用されます。

二つ目の固定資産税の免税点の見直しは、物価の上昇に伴い、実質的な負担軽減を図る物価上昇への対応、保有する固定資産が少ない事業者の負担軽減を図る小規模事業者への配慮、そして、申告義務対象者の減少に伴う市町村の事務量削減を図るため、固定資産税の課税対象から除外される基準額免税点の見直しを行うもので、資料の表のとおり、土地は据え置き、家屋は２０万円を３０万円に、償却資産は１５０万円を１８０万円に引き上げるもので、令和９年度分の固定資産税から適用されます。

三つ目のセルフメディケーション税制の改正についてですが、セルフメディケーション税制は、健康診断等の一定の取組を行った方が市販の特定の一般用医薬品を購入した場合に、年間１万２,０００円を超える部分を上限８万８,０００円までを所得控除できる特例です。

今回の改正により、令和９年度までとされていた適用期限が撤廃され、恒久的な制度となり、適用期限に係る規定について所要の改正を行うものでございます。

なお、控除の計算方法には変更はございません。

四つ目の住宅ローン控除の適用期限の延長に伴う改正は、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の適用対象となる居住年の上限を令和７年から令和１２年へ、また住民税への適用年度の上限を令和２０年度から令和２５年度へそれぞれ延長するものです。

五つ目の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る住民税の課税の特例の改正についてですが、この特例は、所有期間が５年を超える土地等、いわゆる長期譲渡所得に該当する土地等を優良住宅地の造成や住宅建設のために譲渡した場合に、課税長期譲渡所得金額のうち２,０００万円以下の部分に限り、住民税の税率が通常の５％から４％に軽減されるものですが、本特例の適用対象となり得る土地等の譲渡であっても、その土地が土砂災害特別警戒区域、地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、または浸水被害防止区域内に所在する場合には優良住宅地等のための譲渡に

該当しないものとみなし、軽減税率の適用対象から除外するもので、住民税令和11年度分から適用されます。これは災害リスクの高い区域における土地の造成・販売を税制上、後押しすることのないよう適用対象を適切に限定するものとなります。

続いて、六つ目の特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人町民税の課税の特例の新設については、現行制度では、ビットコイン等の暗号資産の譲渡益は雑所得として総合課税の対象となっており、住民税10%と所得税を合わせると最高55%の税率が適用されていましたが、この改正により、申告分離課税を導入し、所得税15%、住民税5%の合計20%で課税する特例を新設するものです。

なお、この改正は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日以降の取引から適用される見込みであり、住民税では令和12年度分から適用が見込まれます。

七つ目は、法律の改正に伴う関係条項のずれや字句の修正となります。

施行期日は、1、改正の内容の（1）、（3）、（4）については令和9年1月1日、（2）については令和9年4月1日、（5）については令和10年1月1日、（6）は金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行日の属する年の翌々年の1月1日となります。

説明は以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより、議案第24号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は11時。

（休憩 10時42分）

（再開 11時00分）

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第6、議案第25号、熊野町印鑑条例の一部を改正する条例案について
を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第25号、熊野町印鑑条例の一部を改正する条例案につきまして、  
提案理由を御説明申し上げます。

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、在留カード、または  
特別永住者証明書と個人番号カードを一体化した特定在留カード等が新設されたこと  
から、コンビニ交付においても使用可能とする改正を行い、令和8年6月14日から施  
行するものです。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 具体例を示して説明をしていただきたいんですけども。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 宗像住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長（宗像） このたびの改正はですね、外国人の方、在留カード等と個人  
マイナンバーカードなんですけれども、今現在二つお持ちでございます。マイナンバー

カードで印鑑証明がコンビニで取れる状態ではあるんですけども、今回の制度でマイナンバーカードと在留カードが一体になった新しいカードができますので、そのカードでコンビニで今までどおり印鑑証明が取れるように改正を行ったものでございます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより、議案第25号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） これより日程第7、議案第26号、財産の取得についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第26号、財産の取得につきまして提案理由を説明申し上げます。

熊野町立小中学校学習用端末整備事業につきましては、文部科学省のGIGAスクール構想の実現における公立学校情報機器整備費補助事業を活用し、児童生徒1人1台端末の整備更新を行うものでございます。

本件について、その予定価格が700万円を超えるため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては教育部次長から説明させます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 花岡教育部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（花岡） 議案第２６号、財産の取得の詳細につきまして御説明申し上げます。

お手元の資料４を御覧ください。

項目番号１、要旨ですが、文部科学省のＧＩＧＡスクール構想の実現における公立学校情報機器整備費補助事業を活用し、広島県ＧＩＧＡスクール推進協議会における共同調達により決定した契約候補者を相手方として、整備更新を行う児童生徒１人１台端末につきまして、調達端末の詳細等について御説明するものでございます。

次に、項目番号２、取得財産の概要です。

このたび調達する端末は、Ｌｅｎｏｖｏ製のＣｈｒｏｍｅｂｏｏｋで、形状はディスプレイとキーボードが一体のコンバーチブル型となっております。キーボードにつきましては、取り外しがしにくい構造が採用されております。本体サイズは現行機よりも小さく、ディスプレイや重量は現行機と同程度となっております。インターフェースは、ＵＳＢのＴｙｐｅ－Ａ、Ｔｙｐｅ－Ｃが各二つ、ＨＤＭＩが一つついております。また、児童生徒の安心安全な利用のため、利用状況の可視化や夜間時間帯の利用制限、不適切な検索行動の検知などを備えたフィルタリング機能を付加します。あわせて、故障時の迅速な対応と修理費低減のため、端末メーカーの保守サービスを利用することとしております。

次に、項目番号３、契約についてですが、契約の相手方は、広島県ＧＩＧＡスクール推進協議会が実施した公募型プロポーザルにおいて契約候補者として選定された株式会社大塚商会広島支店で、令和８年５月１５日に仮契約を締結しております。

契約額は税込１億４，４３３万３，７５０円で、納期は令和８年８月３１日までです。

説明は以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（時光） 片川議員。



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川）　ちょっと教えてもらいたいんですがね、この財源は学校情報機器整備費補助事業とありますけど、国庫と県費と町費とどのぐらいの割合になるんですか。これは全面的に国庫でしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光）　須賀教育部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部長（須賀）　財源でございますが、公立学校情報機器整備費補助金ということで、国庫補助金が該当しております。1台5万5,000円が補助されまして、2,047台分が該当になります。その3分の2、7,505万6,000円、こちらのほうが補助金としての財源となります。

そのあとについてはですね、一応、約7,000万円でございますが、こちらのほうは一般財源で賄うというふうにしております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光）　水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（水原）　1台5万5,000円ということですがけれども、端末を使う事業というのは週にどれぐらい、何コマあるんでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光）　平岡教育長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育長（平岡）　これはですね、本当に今、各小中学校でタブレット端末を使っている取組をしております。事業だけでなく、昨日もちょっと話がありましたけども、子供たちのSOSボタンでの活用があったりとか、あるいはドリル学習のようなものもやっておりますし、さらに言えば家庭学習、宿題、課題なんかを出して家でやってくるという形も使っておりますので、幅広く活用しているところです。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光）　水原議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○3番（水原） 授業で使うというのは週に何回ぐらい、1時間、2時間とかいう感じですか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 平岡教育長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○教育長（平岡） いろんなパターンがありますので、一概に何回とは言えないと思いますが、毎日使うこともあれば、学年によっても当然違います。週に何回ということもあるかもしれませんが、数でなかなかくることが難しいかなというふうに思っています。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 水原議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○3番（水原） 聞くとところによりますと、今、大学生がケータイばかり使うので、スマホの操作ばかりで、いざ企業なんかに入るとパソコンが使えない、キーボードが使えないという方々が結構おるらしいんですよ。ですので、子供の頃からキーボードがついたような端末を使うというのは大変有意義な有効な手段だと思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） ほかにありませんか。

沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○9番（沖田） 新しくタブレットが整備されるということは、これまで使われていたタブレットが廃棄されるということですが、以前も一般質問いたしましたが、廃棄に当たっては、生徒の個人情報が出ないように徹底していただきたいということを申し上げましたが、廃棄の仕方について改めて伺いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 須賀教育部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部長（須賀） 古いタブレットをどうするのかということで、個人情報も含めましてですけれども、一応、利用できる端末については、データをきれいにして使う予定としております。そのほかのものにつきましては、端末を導入した業者に無償で引取りを行いまして、処分してもらう予定となっております。

基本的にタブレットの中はデータが保存しておらず、C l o u d 上にございますので、個人情報の漏えいについては、機器の廃棄に関しては大きな支障はないというふうに考えております。

また、処分を依頼する事業者につきましては、プライバシーマークを取得している企業でございまして、個人情報の保護・管理に取り組んでおられます。その辺りは信頼があるということで判断しておりますが、ちょっと聞くとおるところによりますと、端末のストレージチップ付の基板の粉碎ということと、あとは機器の破碎をするような作業が行われます。粉碎・破碎については、データ消去証明書であるとか廃棄証明書、こちらのほうをいただくこととしておりますので、昨年度入れられた自治体もそのような取扱いをされておりますので、本町としてもそのような対応をさせていただこうというふうに考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第 26 号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号については原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） これより日程第 8、議案第 27 号、和解についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第 27 号、和解について提案理由を御説明申し上げます。

本件につきまして、町内法人の保育施設は、町との協議を受けて、利用定員を超過した児童の受け入れを行った結果、協議時に想定されていなかった定員超過による減額調整が発生し、減額となった額を折半した 207 万円を支払うことなどの内容で和解するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより、議案第 27 号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号については、原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） お諮りします。

これより日程第 9、議案第 28 号から日程第 18、議案第 37 号までの熊野町農業委

員会の任命の同意についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第28号から、日程第18、議案第37号までを一括議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第9、議案第28号から日程第18、議案第37号までを一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第28号から議案第37号までの熊野町農業委員会委員の任命の同意につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

今回御審議いただく議案は、現在の農業委員会の任期が7月19日をもって満了するため、新たに委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

まず、議案第28号、近藤秀樹氏につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第6項において、農業委員の任命にあたっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないと定められておりますことから、中立的な立場から、農業委員の職務を適切に行うことができる方であると考え、任命しようとするものでございます。

続きまして、議案第29号から議案第37号の住川由子氏、中村家隆氏、橋川勝則氏、庄賀深雪氏、福垣内信行氏、佛圓泰文氏、吉野加代氏、近藤信二氏、梶山憲幸氏につきましては、農業に関する識見を有し、農地法等の利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる適任者として考え、任命しようとするものでございます。

御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（水原） 農業委員会の開催される基本的な目的というのがどういうふうになっているのかというのはちょっと疑問に思いまして、いろいろ議事録を見ますと、権利移動の許可の議案、これが目立つんですね。その中で、農業を活性化するような取組というのをしてるのかどうかということなんですけれども、中で農地利用の改善策の話し合いや新規参入の問題や農地バンク等、多分、委員の皆様は、農業を本当に活性化しようと思っている人たちがばかりだと思うんですけれども、そういう話し合い、議案は上がらないのでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 中原農林緑地課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○農林緑地課長（中原） 農業委員会の中でもやはり農業が衰退しておりますので、何か考えていかなければいけないとは考えてという話にはなっております。私もJAとかにもいろいろ話をさせてもらったりして、何かできないかというのは考えておるんですが、なかなか熊野町の農業でできるのが現在ないような状況でございます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（水原） 別紙でですね、参考資料の中に推薦を受けた者及び応募した者に関する情報というのがあるんですけれども、その中で応募理由というところがあります。そこでは、「放任竹林問題に取り組む姿勢を示す」、「女性の視点から取り組む地域農業の活性化に意欲を示す」、「遊休農地の活用や農業の生産意欲の高揚を図る取り組みたい姿勢を示す」と、委員の方々はそういう思いを持って入っているんですね。そういう思いを持っているのに議案に上がらないというのはどうなのかなと思うんですけれども、自分がやりたいということを持っているを議題に上げればいいのかと思うんですけれども、そのところはどうかお考えでしょうか。

〇議長（時光） 中原課長。

〇農林緑地課長（中原）　応募理由といたしまして、このような内容のことを皆様からいただいております、ただ、委員会が今のところ農地転用等に関する審議とかをメインにやっております、農業の振興に関するところの審議のほうがあまりできてないっていう面はございますので、次期農業委員会のほうではその辺をちょっと考えさせていただきたい。現農業委員におきましても、その辺は考えさせていただきたいとは考えております。

　　以上です。

〇議長（時光） 水原議員。

〇 3 番（水原） 今、熊野町だけではなく他府県の状況から見ますと、高齢化で後継者がいないということで大変な状況になって、衰退化していくような感じになってきており

ます。熊野町もせっかくこういういろんなところの農地があって、耕作放棄地が増えたり、太陽光のパネルが増えたり、宅地が増えたり、これも別にその人の土地なので悪いことではないと思うんですけども、農業やりたいという方々がおられますので、そういう人たちのためにも、農業を活性化する話合いというのも必要だと思いますので、ぜひこれからもよろしくお願いいたします。

以上です。

〇議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

(「質疑なし」の声あり)

これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

(「討論なし」の声あり)

これより議案第２８号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第28号については原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより議案第29号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第29号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより議案第30号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第30号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより議案第31号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第31号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより議案第32号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第32号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより議案第33号について採決します。



本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第33号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより議案第34号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第34号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより議案第35号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第35号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより議案第36号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第36号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより議案第37号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第37号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第19、議案第38号、令和8年熊野町一般会計補正予算

(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第38号につきまして御説明を申し上げます。

令和8年度熊野町一般会計補正予算（第1号）案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,783万4,000円を追加し、さらに歳出予算の総額を124億5,102万4,000円とするものでございます。

一般会計補正予算案の詳細につきましては、副町長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 議案第38号、令和8年度熊野町一般会計補正予算（第1号）案について、その内容を説明させていただきます。

まず、歳入につきまして御説明をいたします。

8ページ、9ページをお開きください。

14款国庫支出金の1項国庫負担金では、1目民生費負担金において、生活保護費追加給付に係る扶助費の増に伴う財源として生活扶助費等負担金1,440万円の増額でございます。

2項国庫補助金では、2目民生費補助金において、生活保護費追加給付に伴う事務費の財源として、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金157万3,000円の増額でございます。

15款県支出金の2項県補助金では、7目教育費補助金において、学校給食に伴う財源として、「おいしい！広島」農林水産物給食等提供事業費補助金325万7,000円の増額でございます。

3項県委託金では5目教育費委託金において、幼保小中高連携教育に係る費用の財源として、その育ちと学びをつなぐ幼保小協働推進事業委託金30万円の増額でございます。

18款繰入金の2項基金繰入金では、1目財政調整基金繰入金において、予算の収支

均衡を図るため８３０万４，０００円の増額でございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

１２ページ、１３ページをお開きください。

３款民生費の１項社会福祉費では、介護保険一般事業において、介護保険特別会計への繰出金として４３万４，０００円の増額でございます。

２項生活保護費、１目生活保護総務費では、生活保護一般事務事業において、生活保護費追加給付に係る事務経費として、委託料の計上など事業合計で１５７万３，０００円の増額、２目扶助費では、最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付により、１，９２０万円の増額でございます。

１４ページ、１５ページをお願いいたします。

３款民生費、３項児童福祉費、３目保育所費では、保育所等運営事業において、町内保育施設に対する和解金として２０７万円の増額でございます。

９款教育費、１項教育総務費、２目事務局費では、学校教育振興事業において、幼保小中高連携教育推進事業に係る経費として３０万円の増額でございます。

４項学校給食費、１目学校給食費では、学校給食事業において、広島県産農林水産物の給食への提供に係る材料費として３２５万７，０００円の増額でございます。

１６ページ、１７ページをお開きください。

６項保健体育費、１目保健体育総務費では、社会体育一般事務事業において、町民夏祭りに伴う経費の増により、１００万円の増額でございます。

説明は以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○９番（沖田） 歳入の県支出金、教育費の委託金、育ちと学びをつなぐ幼保小協働推進事業、この事業についての概要をお伺いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 花岡教育部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（花岡） 本町で行っております事業の概要でございますが、本町では、幼保小中高連携の教育推進協議会というものを設置しております。公開保育や公開授業、合同研修等を通じまして、教職員の相互理解を深め、幼児期から１８歳までの発達段階を見通しながら、子供の育ちを支える連携の在り方について協議をすることで、町全体で子供の育ちを支える熊野町モデルの構築を目指す事業を行っております。

今回の補正分なんですが、広島県から委託事業として、幼保小中高連携推進協議会の中で例年実施している事業を今回拡大して行うこととしているものでございます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○９番（沖田） 具体的に教えていただけないでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 花岡次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（花岡） 県の委託金を使って実際に行う具体的な事業内容でございますが、この推進協議会の中で部会を設けまして、今後の取組や実施評価を行っていくようなこととなっております。先ほど申しました公開授業や公開保育の参観、協議を通じまして、幼児と小学校教育の接続連携を図ったり、幼児児童の育ちが中学校高校の生徒のどのような育ちにつながっていくかについて、理解を深める研修を行うこととなっております。

また、今年度につきましては、合同研修におきまして講師にお越しいただき、講演をいただきます。そして今回の取組を整理しまして、町内の保育所や学校との成果を共有できるように冊子作成に取り組むこととしております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○９番（沖田） ３０万円の内訳なんですが、講師の謝金が９万６,０００円、消耗品費が１５万９,０００円、この消耗品費というのは何の予算でしょうか。



1人当たりの単価上限額が1,670円となっております。この額に給食提供見込み数を乗じたものがこの額となっております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（水原） 一応メニューは決まっていますかね。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 花岡次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（花岡） こちらの給食のメニューの決定についてなんですが、県農林水産物の魅力が児童生徒に伝わるように配慮するとともに、広島県産の農林水産物の産地名や品名を献立に記載することとなっております。ということで、児童生徒が美味しいと感じられるような和牛肉や魚を使ったメニューを中心にこれから計画していくように考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（水原） ぜひ、広島県内でおいしい食材がたくさんあるということもアピールしていくことも大切だと思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） 先ほどの沖田議員の質問の幼保小の事業ですね、これは教育部門のほうからの答弁が先ほどございまして、あくまでも教育部門のほうからの考え方をお伺いしたんですね。幼保小ということでございまして、民生のほうはどういうお考えでられるか。協力体制がどう取られるのか。これは教育費でございまして、教育任せよということなのか、以前より委員会で何度か質問させていただきましたが、幼保小連携と



300世帯の内訳ですが、現在受給中世帯を118世帯、廃止世帯を182世帯として計上しております。1世帯当たりの熊野町の地域での平均単価というものを国が示しているんですけども、そちらが1世帯6万4,000円となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより、議案第38号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第20、議案第39号、令和8年熊野町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第39号につきまして御説明申し上げます。

令和8年度熊野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ43万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億2,461万円とするものでございます。

歳入では、7款繰入金の1項一般会計繰入金において43万4,000円の増額でございます。

歳出では、1款総務費において、介護保険法施行令施行規則の一部改正に伴うシステ

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（時光） 以上で、提案理由の説明を終わります。

質疑はありませんか。

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

討論はありませんか。

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

○議長（時光） 異議なしと認めます。

○議長（時光）　これより日程第２１、議員の派遣についてを議題とします。

議員派遣については、会議規則第１２７条の規定により、お手元に配付しております
とおり決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

○議長（時光） 異議なしと認めます。

また、ただいま決定されました議員の派遣について変更を要するときは、議長一任とすることで御異議ありませんか。

○議長（時光） 異議なしと認めます。

– 171 –

ました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、本日はこれにて散会といたします。

お疲れさまでした。

（散会 1 1 時 5 3 分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員